

知多市省エネ最適化診断支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知多市省エネ最適化診断支援事業補助金（以下「補助金」という。）は、温室効果ガスの排出量の削減を促進するため、省エネ最適化診断（診断を行う機関が国の補助金の交付を受けて実施する省エネルギーに係るものをいう。以下同じ。）を受診した中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、知多市補助金等交付規則（平成4年知多市規則第21号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 事業所 工場、事務所その他事業場をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内に所在する事業所において実施する省エネ最適化診断を受診する事業をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税を滞納していない者
- (2) 市内に事業所を所有する中小企業者
- (3) 本補助金の交付を受けたことがない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補

助事業を実施する者が支払った省エネ最適化診断の受診に係る経費（消費税及び地方消費税を含む。）とし、別表に定めるとおりとする。

2 前項の補助対象経費に振込に係る手数料は含めないものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知多市省エネ最適化診断支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 申請者が中小企業者であることを証する書類

ア 申請者が法人である場合 法人登記事項証明書（履歴事項証明書）

イ 申請者が個人である場合 事業を営んでいることを証する書類

(2) 申請者が当該申請に係る事業所の所有者であることを確認できる書類

(3) 省エネ最適化診断の受診費用に係る領収書の写し

(4) 省エネ最適化診断結果報告書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 交付申請の受付は、当該会計年度の予算の範囲内において先着順に行うものとし、予算の範囲を超えるときは受付を停止する。

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定することとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をしたとき及びこれに条件を付けたときは、速やかに知多市省エネ最適化診断支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、その決定の内容及びこれに付けた条件を申請者に通知するものとする。

3 市長は不交付の決定をしたときは、理由を付して知多市省エネ最適化診断支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定

者」という。)が、当該申請を取り下げる場合は、知多市省エネ最適化診断支援事業補助金交付申請取下書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 交付決定者が、第7条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、知多市省エネ最適化診断支援事業補助金交付請求書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは補助金の返還を命ずることができる。

(1) 法令又はこの要綱若しくは交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽事項の記載又は補助金の受給に関する不正の行為があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

(協力)

第11条 交付決定者は、市長に事業効果等に関する書類の提供その他の協力を求められた場合は、協力しなければならない。

2 前項の規定により協力を求められた者は、やむを得ない場合を除き協力するものとする。

(委任)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付決定を受けた補助事業に係る規定については、

同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の知多市省エネ最適化診断支援事業補助金交付要綱により、補助金等が交付され、又は補助金等の交付の決定がされている補助事業等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 1 1 月 1 8 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の知多市省エネ最適化診断支援事業補助金交付要綱により、補助金等が交付され、又は補助金等の交付の決定がされている補助事業等については、なお従前の例による。

別表（第 5 条関係）

補助対象経費	補助金の額
省エネ最適化診断の受診に係る費用	補助率：補助対象経費の 1 0 / 1 0 補助上限額：2 5 , 6 0 0 円

第 1 号様式（第 6 条関係）

知多市省エネ最適化診断支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

年度の知多市省エネ最適化診断支援事業補助金の交付を次のとおり申請
します。

受 診 す る 事 業 所 の 名 称	
受 診 す る 事 業 所 の 場 所	知多市
補 助 対 象 経 費	円
交 付 申 請 額	円
確 認 同 意 欄	☐ 市税の納付状況について市が確認することに同意します。
添 付 書 類	(1) 申請者が市内に事業所を有する中小企業者であることを 証するものであって、次に定めるもの ア 申請者が法人である場合 法人登記事項証明書（履歴事 項証明書） イ 申請者が個人である場合 事業を営んでいることを証す る書類 (2) 省エネ最適化診断の受診費用に係る領収書の写し (3) 省エネ最適化診断結果報告書の写し (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

知多市省エネ最適化診断支援事業補助金交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長

年 月 日付けで交付申請のあったことについては、以下のとおり
交付決定し、額を確定したので、知多市省エネ最適化診断支援事業補助金交付要綱
第7条第2項の規定により通知します。

交 付 決 定 額	円
交 付 の 条 件	

第3号様式（第7条関係）

知多市省エネ最適化診断支援事業補助金不交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長

年 月 日付けで交付申請のあった知多市省エネ最適化診断支援事業補助金について、以下のとおり不交付と決定したので、知多市省エネ最適化診断支援事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

不 交 付 の 理 由	
-------------	--

備考

- 1 この決定に不服がある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第4号様式（第8条関係）

知多市省エネ最適化診断支援事業補助金交付申請取下書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で交付決定を受けた事業
について、補助金交付申請の取下げをします。

交 付 決 定 金 額	円
取 下 理 由	

第5号様式（第9条関係）

知多市省エネ最適化診断支援事業補助金交付請求書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付けで交付決定及び額の確定を受けた知多市省エネ最適化診断支援事業補助金について、次のとおり請求します。

請 求 金 額	円			
交 付 決 定 額	円			
振 込 口 座	金融機関名			
	店 名			
	預 金 種 別		口 座 番 号	
	フリガナ			
	口座名義人			